

○早急に解決すべき7つの課題の解決に向けた取組の推進

(「予防・入口・立直り」の三段階の抜本強化策)

# 課題1 子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

具体的取組	対象者	現状	これまでの取組		これからの取組	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
			(今まで何に取り組んできたか)	(今までなぜ上手くできなかったか)							短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
親子の絆教室の開催 (少年サポートセンター、各警察署)	保護者	◆少年非行については、保護者と当該少年の幼少期からの関わりが大きく影響を与えている例も多く、特に不良行為や非行を繰り返す少年ではその傾向が顕著	◆平成23年から、低年齢児童の保護者等を対象とした親子の絆教室を実施	◆少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の機能低下	◆警察官、少年補導員等が3年間で県下の幼稚園・保育所を一巡し、園児の保護者等に対して親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する。	H23年～H25年の3年間で県下一巡		H26年～H28年の3年間で県下一巡		3年ごと一巡	◆幼稚園・保育所園児の保護者等に対して親子の絆や家庭教育の重要性を啓発することにより、子供の規範意識を醸成	◆非行の秘匿抑制
親子支援啓発事業の推進 (幼保支援課)	保護者・保育者	◆核家族化や少子高齢化等の影響で子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えている。	◆保護者研修 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるために、保育所や幼稚園等において、講話や子育て相談を行う。 ◆保育者研修 親子支援の必要性や支援方法について理解を深めるために、保育者を対象とした事例研修や講話を行う。	◆保護者研修 親子支援の必要性は浸透しつつあるものの、施設間で取り組みに差があるため、今後引き続き、市町村や保育所、幼稚園等に積極的にアプローチすることが必要である。 ◆保育者研修 各保育所や幼稚園等において、日常的に親子支援を実施できるように、保育者の親子支援力を高めることが必要である。	◆未実施の市町村に対して、市町村訪問等の場を通じ、実施に向けての継続的な啓発を行う。 また、保育所・幼稚園等に対しては、啓発チラシ等の配布等を通して周知を図る。			保護者研修(指導主事・アドバイザーの派遣)	保護者研修(指導主事・アドバイザーの派遣)		◆良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、保育者への子育て相談が増加するなど、積極的に子どもに関わる姿が多くなる。 ◆親子支援の必要性や支援方法について理解が深まり、多くの園で保護者への支援が進む。 目標:150回以上	◆良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、保育者への子育て相談が増加するなど、積極的に子どもに関わる姿が多くなる。 ◆親子支援の必要性や支援方法について理解が深まり、多くの園で保護者への支援が進む。 目標:150回以上
【新】万引き防止リーフレットを活用した啓発 (児童家庭課)	小中学生・保護者	◆H24刑法犯少年のうち、万引きによる検挙人数:266人	◆非行防止教室等の実施	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親がおり、万引きに対する歯止めがなかった。	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。		○万引き防止リーフレット(小学校低学年用・高学年用・中学生用・保護者用)の作成、活用 三方面同時に保護者に配布(7月、県内全小中学校) 学校での非行防止教室等で活用 ホームページに載せて、ダウンロード可能とする			継続	◆万引きによる検挙・補導人数が平成24年の90%以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・補導人数が目標以上に減少している。
非行防止教室の開催 (少年課、各警察署)	小中学生	◆本県の非行率が高水準で推移していることから、少年非行防止の根拠対策として少年の規範意識の醸成を図る必要があり、平成14年4月から、県下小中学校で非行防止教室を開催している。	◆非行防止教室の実施に当たっては、少年補導員と担当教員の打ち合わせにより効果的な指導を行っている。 なお、2011高知県警察治安対策プログラムでは少年非行対策の強化を掲げており、非行防止教室の開催については県内330小中学校を1年間で1週して100%実施を目指している。	◆平成24年は実施率97.6%となっており、100%実施となっていない。 ◆基本的に、小学校は5年生、中学校は2年生を対象としており、全学年の実施が望ましいが学校のカリキュラム、実施人員等の問題がある。	◆今後も1年間100%の実施を目指す。 ◆5年計画で小学校のモデル校2校を指定し、全校生徒への非行防止教室を実施して効果の検証を図り、検証結果を踏まえて今後の対策を考察する。	県下小中学校330校中、322校を実施。(実施率97.6%)		実施率100%を目指す			◆少年の規範意識の醸成を図り、少年健全育成に資する。	◆本県の刑法犯少年の非行率、全司法犯検挙人員に占める少年の割合、再非行率の全国ワースト脱却
非行について話し合う中学生サミットの開催 (少年課、少年警察ボランティア協会)	中学生	◆本県の非行率が全国高水準で推移していることや非行少年の多数を中学生が占めていることから、平成20年から高知市内の中学校の代表者2～3名を招致して、非行防止に関する中学生サミットを開催	◆平成20年～『万引き防止サミット』23校46名 ◆平成21年～『非行防止サミット(万引き、自転車盗、携帯電話)』23校47名 ◆平成22年～『自転車盗被害防止サミット』22校47名 ◆平成23年～『中学生サミット(インターネット・携帯電話の適正な利用)』19校40名	◆県内の中学、高校においてもサミットを実施したが、人員・日程等の問題により開催が困難	◆高知市内の中学生サミットは継続して開催	『中学生サミット(ルールについて考えよう)』17校33名	テーマ未定	テーマ未定	テーマ未定	テーマ未定	◆少年の規範意識の醸成を図り、少年健全育成に資する。	◆中学生司法犯少年の非行率、全司法犯検挙人員に占める少年の割合、再非行率の低下
小中学校におけるキャリア教育の推進 (小中学校課)	小中学生・教員	◆児童生徒の将来の夢や目標をもっている割合や人の役に立つ人間になりたいという割合が全国と比べて低く、キャリア発達に課題がある。 ◆各小中学校におけるキャリア教育全体計画の作成状況や計画に基づいた取組が不十分である。 【H24年度職場体験学習実施状況等調査】 キャリア教育全体計画作成率 小学校:89.4% 中学校:88.7%	◆指針の策定 キャリア教育指針「高知のキャリア教育の策定(H23)」 ◆教材の整備 中学生用キャリア教育副読本の作成・配付(H24) ◆教員への研修 キャリア教育連絡協議会(H24) ◆県民への啓発 教育の日関連行事「キャリア教育シンポジウム」(H24)	◆キャリア教育について教員の理解が十分でないため、学校が組織的にキャリア教育に取り組めていない。 ◆キャリア教育を進めている地域が構築されていない。	◆子どもたちの社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、高知のキャリア教育指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を推進するとともに、県民ぐるみのキャリア教育を推進する。	○キャリア教育全体計画の作成 ○中学生用キャリア教育副読本の作成・配付 ○キャリア教育連絡協議会・対象:キャリア教育担当教員 ○教育の日関連行事「キャリア教育シンポジウム」	○キャリア教育全体計画の作成 ○中学生用キャリア教育副読本の活用 ○キャリア教育推進地域事業(3地域において、高知のキャリア教育指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育を実施する。)	取組の充実 活用促進 取組の充実 3年間指定	○推進地域の特色を生かしたキャリア教育の取組を普及し、県民ぐるみのキャリア教育を推進する。 ○各小・中学校において、全体計画に基づいたキャリア教育が実践される。 【成果指標】 学校のキャリア教育全体計画作成率について、以下を達成する。 H24:80%以上、H25:100% ◆児童生徒にそれぞれの持ち味を生かした志が醸成され、学校での生活や学習・進路選択に目的意識をもって取り組むことができるようになる。 【検証方法】全国学力・学習状況調査結果	◆キャリア教育の全体計画や指導計画の充実を通して、将来の夢や志をもった児童生徒が育成される。		
道徳教育の充実 (小中学校課)	小中学生・教員	◆人と関わる力、規範意識、地域との関わりなどが全国と比べて低い。 【H24年度全国学力・学習状況調査】 ・学校のきまりを守っている 県:小89.8% 中90.5% 全国:小91.3% 中92.3% ・人の気持ちがわかる人間になりたいと思う 県:小93.8% 中94.1% 全国:小94.1% 中94.9%	◆拠点校の構築 道徳教育重点推進校における実践研究:小学校6校 中学校4校(H22～24) ◆中核教員の育成 道徳推進リーダーの育成H22:14名、H23:10名、H24:14名 計38名(H22～24) ◆推進地域の体制づくり 地域の推進体制の整備(H23～24) ◆教材の整備 道徳教育用郷土資料集「ふるさとの志」の配付(H23)	◆指定校の研究結果や道徳推進リーダーの取組を広めていく(仕組みがとられていない)。 ◆生徒指導上の諸課題などもあり、児童生徒の道徳性を一層高めていく必要がある。	◆学校間連携、家庭・地域との連携及び道徳実践の指導を強化した市町村ぐるみの道徳教育を推進するとともに、拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道徳教育を推進して児童生徒の道徳性の向上を図る。	○道徳教育重点推進校における実践研究(小学校6校 中学校4校) ○道徳推進リーダー育成(H22:14名) ○県内各地域における道徳教育推進組織の設置及び協議会等の開催	○道徳教育重点推進校(4地域において、市町村ぐるみの道徳教育を推進する。) ○家庭版道徳教育ハンドブックの作成・配付 ○道徳教育重点推進校における取組を普及し、県全体で家庭・地域と連携した道徳教育を推進するとともに児童生徒の道徳性の向上を図る。	研究成果の普及 3年間指定 取組の充実	◆拠点地域及び県全体の児童生徒の道徳性の向上 【検証方法】児童生徒の意識調査 ◆県内学校における公開授業率の向上 【検証方法】道徳教育に関する調査 H25末 小100% 中100%	◆家庭・地域と連携した道徳教育が推進され、児童生徒の規範意識や自尊感情が育まれる。		
学校図書館活動の推進 (ことばの力育成プロジェクト) (小中学校課)	小中学生・教員	◆本県の児童生徒は読書が好きであり、学校図書館もよく利用しているが、読書の質や量には課題がある。また、学校図書館を授業に活用している割合も少ない。 【H24年度全国学力・学習状況調査】 ・学校外での読書時間が10分未満の割合 県:小38.3% 中48.5% 全国:小22.7% 中50.1%	◆拠点校の構築 学校図書館活動推進校における実践研究:小学校12校 中学校8校(H22～24) ◆読書活動の充実 読書活動の充実 「きっとある キミの心に ひびく本」(推薦図書リスト)の配付・活用(H22～) ◆学校図書館環境の整備 学校図書館支援員配置及び空調設備への補助(H23～)	◆授業における学校図書館の活用が十分でない。 【H24年度全国学力・学習状況調査】 ・学校図書館を授業に活用している割合 県:小15.5% 中2.3% 全国:小15.9% 中1%	◆学校図書館等を活用した効果的な授業づくりを行うための指定校(21校)における実践研究 ◆学校図書館の環境整備を充実させるために支援員の配置及び空調設備を行う市町村(学校組合)に対し財政的な支援を行う。(H26まで)	○学校図書館活動推進校における実践(小学校12校 中学校8校) ○学校図書館活動パワーアップ講座 ○「きっとある キミの心に ひびく本」(推薦図書リスト)の活用 ・ショートコメントコンテストの実施 ○学校図書館支援員配置及びエアコン設置への補助	○学校図書館等を活用した効果的な授業づくりを行うための指定校(21校)における実践研究 ○学校図書館活動パワーアップ講座 ○推薦図書リスト改訂版の作成・配付・活用 ○学校図書館活動を活用した授業の充実を図り、児童生徒の読書の質や量の向上を図る。	3年間指定 活用促進	◆学校図書館の組織的、計画的な活用を推進 【検証方法】全国学力・学習状況調査 ・学校図書館を活用した授業の計画的実施率 小65% 中50%	◆児童生徒に豊かな人間性や感性を育むための読書習慣が形成される。		

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組		これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿		
			(今まで何に取り組んできたか)	(今までで上手くできなかった、できなかったのか)							短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)	
思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発(思春期相談センター(PRINK))	思春期の若者	◆23年度 ◆10代の人工妊娠中絶実施率10.0(女子千対) ◆10代の人工妊娠中絶実施件数170件	◆電話、面接、メール相談実施 ◆オープンスペースでの活動(～H22.3)	◆思春期相談センター活動の周知	◆電話、面接、メール相談実施 ◆思春期相談センター活動の周知	◆電話相談:4,938件 ◆メール相談:182件	◆電話、面接、メール相談実施 ◆思春期相談センター広報用カードの配布					◆10代の若者が十分な性教育を受け、安全な行動選択ができる者が増えることにより、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。	◆人工妊娠中絶件数の減少
【新】親子で考えるネットマナーアップ事業(人権教育課)	小中高生・保護者	◆子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査(平成24年度) ①フィルタリングの設定状況 小学校:71.3% 中学校:67.8% 高等学校:46.3% ②家庭でのルールづくりの状況 児童生徒 保護者 小学校:61.6% 83.9% 中学校:56.6% 83.5% 高等学校:35.8% 72.7%	◆校内研修・PTA研修等への講師派遣 ◆県内公立小学校4年生の保護者に子どもを有言情報から守るためのリーフレットの配布 ◆PTA・教育行政研修会における情報提供	◆子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査結果から、保護者が子どもの利用状況を把握していないことや、児童生徒と保護者の認識にずれがあることが明らかとなった。 ◆大人が携帯電話やスマートフォン、インターネット等の最新情報等を知らないため、子どもの話についていけない。	◆ネット上のトラブルから子どもたちを守るために、啓発用リーフレットを作成・配付し、それを活用したPTA研修の実施や学校の情報モラル教育を推進することを通して、家庭でのルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。		リーフレットの作成・配付(児童生徒用・保護者用) 27年度まで 下じきの作成・配付(小学生)、クリアファイルの作成・配付(中・高校生) 28年度まで					◆保護者の危機意識や児童生徒のネットマナーが向上し、平成27年度実施予定の「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定状況や家庭でのルールづくりの項目において、24年度調査結果を上回っている。	◆携帯電話やスマートフォン等の利用について、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが徹底されている。 ◆各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられている。
携帯電話のフィルタリングについて事業所への協力依頼(少年課、各警察署)	事業者	◆携帯電話を使用している出会い系サイトやSNSの利用により、児童の被害が急増している現状から、平成22年より児童生徒のフィルタリングの推奨を実施しているところであるが、携帯電話を販売している事業者等にもその実態を教示して、販売時のフィルタリングの推奨を依頼している。	◆県下15署において、学校警察連絡会議等の各種会議において、児童生徒のフィルタリングの必要性を教示するとともに、携帯電話取扱店等の事業者へ販売時にはフィルタリングの必要性を保護者等にも教示するように依頼している。	◆中学生は約5割、高校生は約9割が携帯電話を所持しているが、その保護者にフィルタリングの意識がない者も見受けられフィルタリングの普及が不十分。 ◆事業者によって、フィルタリングの意識の温度差があったり普及が優先することから不十分である。	◆事業者への協力依頼は今後も継続		◆県下15署において、学校警察連絡会議等の各種会議において、児童生徒のフィルタリングの必要性を教示するとともに、携帯電話取扱店等の事業者へ販売時にはフィルタリングの必要性を保護者等にも教示するように依頼している。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	◆携帯電話による出会い系サイトやSNSから、被害児童を出さないように未然防止を図る。	◆児童生徒の携帯電話のフィルタリング100%を目指す。
【新】万引き防止テレビCMを活用した啓発強化(児童家庭課)	保護者・小中高生	◆H24刑法犯少年のうち、万引きによる検挙人数:266人	◆非行防止教室等の実施	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親があり、万引きに対する歯止めがなかった。	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。		○万引き防止テレビCMの制作、放映 テレビCM放映(7月) 学校での非行防止教室等で活用 ホームページに載せて、ダウンロード可能とする	テレビCM放映(夏休みに拡大) 学校での非行防止教室等で活用				◆万引きによる検挙・補導人数が平成24年の90%以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・補導人数が目標以上に減少している。
コンビニ等の店舗への防犯啓発(各警察署)	事業者	◆少年非行の約4割は、万引きであり、万引きの被害の多いコンビニ等へ防犯意識の高揚を図る必要があり、防犯啓発を実施	◆万引き等防止、犯罪の被害に遭いにくい店舗構造や商品の陳列方法等について、警察官やスクールサポーターが巡回、立ち寄りし防犯啓発を実施	◆コンビニ等の店舗等には防犯意識が強いが、アルバイト等への指導教育が不十分な店舗が見受けられる。	◆コンビニ等の巡回、立ち寄りを今後も継続し、犯罪の被害に遭いにくい店舗を目指して啓発。		◆万引き等防止、犯罪の被害に遭いにくい店舗構造や商品の陳列方法等について、警察官やスクールサポーターが巡回、立ち寄りし防犯啓発を実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	◆コンビニ等店舗の防犯意識を高め、万引き等の犯罪の被害に遭わない方法等を見出す。	◆犯罪の被害に遭わない、万引き等の犯罪をさせないコンビニ等の店舗を目指す。
【新】少年見守り・声かけ事業の効果的な具体策の検討(児童家庭課)	青少年	◆深夜徘徊で補導された少年の数:3,060人(H24) 一犯・不良行為少年の総数の6割超	◆先進県(福井県)の視察 ◆21～23時の繁華街(高知市内)の状況把握	◆関係機関との協力体制の構築	◆夜間の状況把握(7月に実施) ◆効果的な対策を県警、県教委、高知市等と検討する。		○少年見守り・声かけ事業の検討 実施状況把握(7月) 内容の検討・実施 地区補導員、地元保護者との連携の検討 民間活動団体からの聞き取り	新しい対策の実施と検証				◆深夜徘徊による補導人数が前年比5%低減を達成している。(H24:3,060人→H25:2,907人→H26:2,761人→H27:2,622人以上の低減)	◆深夜徘徊する少年が大幅に減少している。
【拡】スクールソーシャルワーカーの増員(県、市町村)	小中高生・保護者	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2)	◆スクールソーシャルワーカーを21市町村及び3県立中学校に配置	◆スクールソーシャルワーカー等の配置拡充を推進するための人材の確保 ◆スクールソーシャルワーカー等の専門性のさらなる向上	◆スクールソーシャルワーカーを24市町村及び3県立中学校に配置 ◆スクールソーシャルワーカーの研修の充実を図り、専門性を向上する。		21市町村3県立中に配置	24市町村3県立中に配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況が全国平均を下回る。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。
【拡】高知市少年補導センターへの教員派遣の増員(高知市)	青少年	◆少年補導センター活動実績 県内補導実績H24:881人 高知市補導実績H24:650人	◆教員派遣6名(H24年度)を配置し、児童生徒の街頭補導、相談活動、警察、学校、児童福祉等関係機関との連絡調整を行う。	◆対症的生徒指導に偏らず、予防的生徒指導を行う必要がある。	◆教員派遣を8名(2名増員)とし、小学生に対しては非行防止対策、中学校に対しては自転車盗難防止対策を学校に対して直接指導を行っていく。		教員派遣6名の配置	教員派遣8名の配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	◆各市町村の少年補導センターにおける補導体制の充実を通じて、非行の未然防止の取組が進展する。	◆各市町村の少年補導センターにおける補導体制の充実を通じて、非行の未然防止の取組がさらに進展する。
市町村の少年補導センターへの補導教員・補導専門職員の配置(市町村)	小中高生・保護者	◆少年補導センター活動実績 県内補導実績H24:881人 高知市補導実績H24:650人	◆補導教員を14市町村へ19名配置し、補導専門職員を7町村に7名配置し、児童生徒の街頭補導、相談活動、警察、学校、児童福祉等関係機関との連絡調整を行う。	◆学校との連携を密に取ることが十分でなかった。	◆今後も補導教員を14市町村へ21名配置し、補導専門職員を7町村に7名配置し、児童生徒の街頭補導、相談活動、警察、学校、児童福祉等関係機関との連絡調整を行っていく。		補導教員14市町村、補導専門職員7町村へ配置	補導教員14市町村、補導専門職員7町村へ配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	◆各市町村の少年補導センターにおける補導体制の充実を通じて、非行の未然防止の取組が進展する。	◆各市町村の少年補導センターにおける補導体制の充実を通じて、非行の未然防止の取組がさらに進展する。
スクールサポーターの配置(少年課、各警察署)	青少年	◆平成20年4月、警察本部及び7警察署に9名のスクールサポーターを配置して発足 ◆平成22年4月、警察本部及び9警察署に11名のスクールサポーターを配置 ◆平成23年4月からは、警察本部及び14警察署に16名のスクールサポーターを配置	◆児童等に対する非行・犯罪被害防止教育の指導支援 ◆児童生徒の街頭補導、相談活動、警察、学校、児童福祉等関係機関との連絡調整を行う。 ◆少年の非行防止活動 ◆地域安全情報等の把握、提供及び広報啓発活動	◆1警察署に不在	◆スクールサポーターを県内すべてで活動できるように効果的な運用を図る。		◆高知市内での非行が多いことから、高知周辺のスクールサポーターを高知・高知南署の大規模署に派遣し、高知市少年補導センターの協力も得て、高知市内の繁華街、少年のたまり場、中学校周辺等の非行発生エリアで声掛け、補導活動の集中運用を平成24年7月から2回実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	◆学校の児童等の安全確保	◆学校の児童等の犯罪被害、事故遺失等の絶無

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿													
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)												
【拡】自転車盗難被害防止モデル校の指定を通じた鍵かけの徹底指導等(各警察署)	中高生・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆H24年中、自転車盗の被害認知件数は1,736件(過去3年の平均は2,140件)</li> <li>◆H24年中に入口型非行(万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領)で検挙・補導された少年は445名であり、全刑罰犯少年709名の63%を占める。うち自転車盗、占有離脱物横領の検挙・補導が104名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆モデル校の指定(H22年～)</li> <li>・シンナー錠又はワイヤー錠の普及及びその励行に関する活動</li> <li>・指定直後及び指定後の適当な時期にアンケート実施</li> <li>・学校、学年、クラス等を対象にした賞状を発送</li> <li>・通学用ステッカー及び防犯登録の重要性を訴える活動</li> <li>・学校駐輪場、学校近隣の駐車場などの整理活動</li> <li>・被害防止作文・ポスター等の募集とそれを用いた広報活動</li> <li>・生徒と少年警察ボランティア等による合同啓発活動</li> <li>・座談会等の開催でのモデル校以外への活動の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆モデル校の拡充</li> <li>平成22年 中学校8校 高校5校 合計13校</li> <li>平成23年 中学校11校 高校9校 合計20校</li> <li>平成24年 中学校18校 高校16校 合計34校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各警察署における中学校及び高等学校各1校以上の指定</li> <li>◆自転車盗被害、検挙の多い高知市周辺におけるモデル校の拡充</li> </ul>	モデル校の拡充による少年の規範意識の涵養	中学校:21校 高校:19校				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車盗件数及び入口型非行で検挙・補導される少年数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各学校において、モデル校の指定の有無にかかわらず、自転車盗難被害防止に向けた自主的な取組がなされ、学生に「盗まない規範意識」「盗まれない防犯意識」が培われている。</li> </ul>												
													薬物乱用防止教室の開催(少年課、組織犯罪対策課、各警察署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆非行防止教室の一環として開催しており、主に要望のあった中・高校で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成23年 小学校48校 中学校37校 高校20校を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当県では、数年来少年によるシンナー等の有機溶剤乱用等が見受けられないことや覚醒剤等の使用もほとんど見受けられないことから、主に喫煙防止等の教室を実施</li> </ul>	◆今後も継続実施	平成24年 小学校53校 中学校45校 高校39校を実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆薬物が心身に与える影響と禁止薬物の知識の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆少年の薬物乱用の絶無</li> </ul>
													薬物乱用・喫煙防止対策の強化に向けた教職員への研修会の開催等(スポーツ健康教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校における健康教育の充実</li> <li>・薬物乱用防止教育研修会の開催(7月28日 高知城ホール 164名参加)</li> <li>◆薬物乱用防止教室等の実施状況調査による実態把握</li> <li>・薬物乱用防止教室を開催した学校(H24 52.1%)</li> <li>・薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けている学校(H24 40.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆薬物乱用防止教育研修会の開催</li> <li>◆学校保健計画作成のチェックリスト項目に薬物乱用防止教室をあげる。</li> <li>◆薬物乱用防止教室を毎年開催するよう通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域と連携した薬物乱用防止教育の推進について、今後意識を高めていく必要がある。</li> <li>◆薬物乱用防止教育に連携の深い指導的な教職員が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域や関係機関と連携した、薬物乱用防止教育研修会の開催</li> <li>◆学校保健計画の点検等により、薬物乱用防止教室の計画的な実施を促進</li> </ul>	○学校における健康教育の充実	○薬物乱用防止教育研修会の開催(8月3日こころ男女共同参画センター「ソレー」121名参加)	学校の教育活動全体で薬物乱用防止教育を推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校の教育活動全体で児童生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教育が実施されている。</li> </ul>

# 課題2 学校における生徒指導体制の強化

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	H24					H25		H26		H27		H28～H33		目指すべき姿	
						短期的な視点(平成27年度末)	中期的な視点(平成33年度末)													
【新】学級経営ハンドブックの作成と普及による生徒指導力等の向上(人権教育課等)	教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆各課が学級経営に関する研修会を実施してきた。研修会では各課が作成した資料を使っており、統一した学級経営の基本的な資料はなかった。	◆学級経営の基礎・基本となるものがなく、個人の手法に委ねられてきた。そのため、学級担任と子ども、保護者の信頼関係の構築ができていない。学級が十分機能しない状況となる可能性がある。	◆学級経営ハンドブック(小学校編、中学校編)をH25年度、学級経営ハンドブック(高等学校編)をH26年度に配付。 ◆県教育委員会の主催する研修会や学級づくりリーダー養成講座において、活用する。 ◆各学校の校内研修の場で活用するように啓発していく。													◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。	
【新】志育成型学校活性化事業の推進～高知夢いっぱいプロジェクト～(人権教育課)	小中学生・教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆不登校・いじめ等対策小中連携事業 ・平成23～24年度(香美市・南国市・四万十市) ◆コーディネーション型生徒指導実践支援事業 ・平成23～24年度(県内3中学校) ◆中1仲間づくり合宿実施校数 H24:63校(55.8%)	◆指定校では、一定成果が上がったが、他校に対して不登校、いじめ、暴力行為を生じさせない学校をつくるための具体的な方策の普及ができていなかった。 ◆中1仲間づくり合宿の普及と質の向上や効果的な合宿を行うためには、指導的な教員が不足している。	◆H25年度6校、H26年度11校、H27年度12校、H28年度6校の中学校を指定する。 ◆指定校に統括アドバイザーが入り、開発的、予防的生徒指導、対処の生徒指導をバランスよく行い、学級経営をRPDCAサイクルに基づき組織的に行う。 ◆指定校で得た具体的な取組を県下の学校へ研修会を通して発信し、全ての学校で組織的な学級経営ができるようにする。			6校を指定(2年間)											◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。
【新】学校改善プランに基づく生徒指導推進校支援事業の推進(人権教育課)	小中学生・教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆不登校・いじめ等対策小中連携事業 ・平成23～24年度(香美市・南国市・四万十市) ◆コーディネーション型生徒指導実践支援事業 ・平成23～24年度(県内3中学校) ◆中1仲間づくり合宿実施校数 H24:63校(55.8%)	◆指定校では、一定成果が上がったが、他校に対して不登校、いじめ、暴力行為を生じさせない学校をつくるための具体的な方策の普及ができていなかった。 ◆中1仲間づくり合宿の普及と質の向上や効果的な合宿を行うためには、指導的な教員が不足している。	◆毎年度、県下の12校を推進校として指定する。 ◆推進校は、学校改善プランに基づき生徒指導を組織的に進め、不登校等の生徒指導上の諸問題の改善を図っていく。 ◆推進校の全ての教育活動に生徒指導の3点(自己存在感を与える、共感の人間関係を育成する、自己決定の場を与える)が位置付けられるようにする。 ◆推進校での実践を全ての中学校に広めていき、生徒指導上の諸問題の解決を図る。			12校の推進校を指定	6校は志育成型学校活性化事業に移行	継続校6校と新規校6校を推進校に指定	6校は志育成型学校活性化事業に移行	継続校6校と新規校6校を推進校に指定							◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。
温かい学級づくりに向けたリーダー養成のための応援事業の推進(心の教育センター)	教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③来所・出張による相談件数(平成24年度延べ1,936件)	◆Q-Uアンケートの研修会を実施するなど、効果的な活用を周知してきた。 ◆指導主事の支援(H24年度延べ133回) ◆学級づくりリーダー養成研修会を実施し、2年間で延べ120名のミドルリーダーを養成してきた。(年間6回実施) ◆重点支援地域(安芸市)への支援を行った。	◆県内全ての小中学校においてQ-Uアンケートが導入されているが、その後の対応において学校間には格差がある。 ◆過去2年間で養成した学級づくりリーダーを活かせる場(機会)を検討する必要がある。	◆学校のニーズに応じたより効果的な訪問支援を行う。 ◆学級経営及び教育相談に関する研修会をさらに充実させる。 ◆学級づくりのミドルリーダーを各種研修会や校内研修の場で積極的に活用する。				◆指導主事の支援(H24年度延べ133回) ◆学級づくりリーダー養成研修会を実施し、2年間で延べ120名のミドルリーダーを養成してきた。(年間6回実施)										◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆Q-Uアンケートや人間関係づくりの活動を通じて、児童生徒理解を深め、温かい学級づくりが進む。 ◆全ての小中学校で温かい学級づくりが進み、大部分の児童生徒がQ-Uアンケートにおける学級満足群に位置している。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。
【新】生徒指導推進事業の推進(県、市町村)	小中学生・保護者	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆子どもと親の相談員活用事業 ・H24:12市町村20校に19人を配置	◆市町村によっては専門性の高い相談員が確保できず、十分な相談業務ができていなかった。	◆生徒指導推進協力員・学校相談員(10市町村に10名)、生徒指導スーパーバイザー(高知市に6名)を特別な支援が必要とされる児童生徒の在籍する学校へ派遣する。 そのことにより、次の3点の効果を期待する。 ①児童生徒及びその保護者の教育相談体制の充実 ②関係機関との連携の強化 ③非行、問題行動の早期発見と早期対応			10市町村に10名派遣 高知市に6名派遣		実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。
【新】小学校生徒指導担当教員の指定(人権教育課)	教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆臨時任用教員研修、初任者研修、2年経歴者研修、3年経歴者研修、10年経歴者研修等の年次研修を通して教員の生徒指導力を養成してきた。	◆小学校では、問題が起こった時に学級担任が一人で抱え込み、その結果解決を遅らせてしまったり、深刻なケースへと発展したり、取柄がつかなくなったりする事象が発生している。	◆生徒指導を組織的に進めることができるように、全小学校に生徒指導担当者を置く。 ◆生徒指導担当者として、自分の役割を理解し、学校での生徒指導をコーディネートしていくための実践力を育成していく。														◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。
【拡】スクールカウンセラー・心の教育アドバイザーの配置(人権教育課)	小中高生	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2)	◆スクールカウンセラーを185校(小83、中82、高11、特9)に配置 ◆心の教育アドバイザーを23校(高22、特1)に配置	◆スクールカウンセラーの配置拡充を推進するための人材の確保 ◆スクールカウンセラーの専門性のさらなる向上	◆スクールカウンセラーを220校(小102、中92、高13、特13)に配置 ◆心の教育アドバイザーを23校(高23)に配置 ◆スクールカウンセラーの研修の充実を図り、専門性を向上する。			208校に配置	243校に配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	実情に応じて配置	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が整備されている。	
高等学校生徒支援コーディネーター研修(心の教育センター)	教員	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ②中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2) ③来所・出張による相談件数(平成24年度延べ1,936件)	◆県内10校の重点支援校に対して担当指導主事の学校訪問による継続的・定期的支援を行うとともに、担当者のスキルアップ研修会を実施した。 ◆県内全ての公立高等学校の生徒支援コーディネーター担当者を対象とした地区別研修会を実施した。	◆重点校では、効果的な支援委員会の運営など一定の成果が見られるが、学校により取組に温度差がある。 ◆今後も各学校の生徒支援の核となる教員を養成する必要がある。	◆10校の重点支援校をはじめ、各学校のニーズに応じたより効果的な訪問支援を継続する。 ◆高等学校生徒支援コーディネーター研修をより充実させ、高等学校における生徒支援のリーダーとなる教員の養成を推進する。 ◆高等学校課や特別支援教育課など関係各課とのさらなる連携を進める。														◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆全ての高等学校において、生徒支援委員会が円滑に運営された支援体制が確立し、生徒の適性やニーズに応じた進路実現がなされている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ◆全ての高等学校において、生徒支援委員会が円滑に運営された支援体制が確立し、生徒の適性やニーズに応じた進路実現がなされている。



### 課題3 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までできなかった、できなかったか)	これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																		
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)																	
【拡】少年サポートセンターの体制強化 (少年サポートセンター、各警察署、人権教育課等)	青少年・保護者	◆平成24年度までは、5名体制(警察官1、少年補導員2、県教委の併任教員1名、スクールサポーター1名)であり、少年の健全育成に資する活動、少年の規範意識を醸成する活動、再非行防止のための活動を展開している。	◆街頭補導活動 ◆非行防止教室の開催 ◆少年に手を差し伸べる支援活動 ◆少年の居場所作り ◆ヤングテレホン等相談活動 ◆中学生サミットの開催 ◆保護者対象の出前講座 ◆携帯電話のフィルタリングの推進 ◆学校警察連絡制度の活用 ◆スクールサポーター活動等	◆人員が5名体制であったことから、活動に限界がある	◆平成25年度の体制が、5名から11名(警察官3、少年補導員2、県教委の併任教員5、スクールサポーター1)体制となり、特に少年に手を差し伸べる支援活動を強化して取り組むこととしている。	○街頭補導活動193回 ○非行防止教室82回 ○少年に手を差し伸べる支援活動実員19名延べ148名 ○少年の居場所作り延べ70名 ○ヤングテレホン等相談活動210件 ○保護者対象の出前講座31回延べ995名 等	○これまでの活動に加え、体制が5名から11名に増強されたことから、少年に手を差し伸べる支援活動の対象少年を50名選定し、支援活動に当たる。  ○少年サポートセンターの機能強化に向けた将来のあり方の検討				◆少年健全育成に資するものであり、少年非行防止対策に全力で取り組む。	◆本県の刑法定少年の非行率、全刑法定換率人員に占める少年の割合、再非行率の全国ワースト脱却																	
少年に手を差し伸べる立ち直り支援 (少年サポートセンター、各警察署、人権教育課等)	青少年	◆本県の少年非行の課題は、数年来、刑法定少年の非行率・全刑法定換率人員に占める少年の割合が、全国ワースト1位・2位で推移しているところがあり、非行少年を生まない社会づくりを推進する必要があるもので、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動は、その施策の中核である。 現在、立ち直り支援を必要とする少年は、家庭裁判所の終局決定後の非行少年で、保護者の同意が得られた場合に選定できることから、その支援を行う少年の選定を推進し、少年サポートセンターを中心に、学習支援、畑での野菜作り等農業体験や湖での釣り等漁業体験を実施しています。	◆平成23年4月から開始 平成23年中～大学生ボランティアの参加11回 ・清掃活動1回12名 ・漁業体験2回3名 ・学習支援18名延べ211名 ・就労支援3名延べ10名	◆手を差し伸べる支援少年の家庭に保護者と少年に問題が認められ支援活動までに至らないケースが多々認められる。 ◆少年サポートセンターの人員が5名であることから、手を差し伸べる対象少年の人員に限界がある。	◆平成24年度の少年サポートセンターの体制は5名であったが、平成25年度の体制が6名増員の計11名となり、今後により充実した支援活動が可能となり実践することとしている。	大学生ボランティア5名の参加 ○清掃活動2名2回 ○漁業体験3名3回 ○農業体験8名8回 ○学習支援19名延べ133名	少年サポートセンター体制の増強により、支援対象少年50名を選定し支援活動を実施	平成25年の実施状況により実施可能な対象少年を選定し支援活動を実施	平成26年の実施状況により実施可能な対象少年を選定し支援活動を実施	同左	◆立ち直り支援活動は、少年の健全育成に資するものであり、一人でも非行少年等から立ち直ることを目指すもの	◆本県の刑法定少年の非行率、全刑法定換率人員に占める少年の割合、再非行率の全国ワースト脱却を目指すもの																	
児童相談所による相談援助活動の実施 (児童相談所)	児童・保護者	◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神的保護上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。  一時保護の状況 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>受付件数</td> <td>260</td> <td>229</td> <td>262</td> <td>205</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>103</td> <td>77</td> <td>102</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> </table> ※24年度は速報値		H20	H21	H22	H23	H24	受付件数	260	229	262	205	193	うち虐待	103	77	102	69	69	◆中央児童相談所の職員増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ・児童虐待対応チームの設置(H21)拡充(H22:7人→11人) ・警察OBの配置  ◆関係機関との連絡会議の開催 ・警察・女性相談支援センター	◆職員の専門性の確保と向上  ◆スーパーバイズ機能の強化や運行管理等のマネジメント力の向上  ◆関係機関との更なる連携強化	◆援助方針決定後の児童・保護者への支援の強化等  ◆個々の職員の専門性とチーム対応力の向上  ◆関係機関との更なる連携強化	○関係機関との連絡会議の実施 ・児童相談所・警察連絡会議 「児童虐待対応定例訓練及び現状報告、協議」	○関係機関との連絡会議の実施 警察・女性相談支援センターと実施予定	<div style="text-align: center;">   </div>		◆職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができています。	◆一定の実務経験を経て専門性を有した職員が配置され、より専門的な集団となっている。また、職員の専門性が向上し、家族再統合が適切なケースには、それを見据えた対応ができるようになってきている。
	H20	H21	H22	H23	H24																								
受付件数	260	229	262	205	193																								
うち虐待	103	77	102	69	69																								
希望が丘学園での自立の支援 (希望が丘学園)	児童	◆入所児童(初日現在平均) H18:20人 H19:11人 H20:9人 H21:10人 H22:16人 H23:20人 H24:13人	◆様々な課題や問題を抱える児童に対して、個々の状況に応じた教育や指導を行い、児童の自立を支援	◆H20以前、計画的に児童自立支援指導員を採用してこなかったことにより、勤務年数の浅い職員が多いことによる力量不足 ◆入所児童の問題の多様化 ◆心理的ケアの必要性	◆職員の児童処遇技術の向上 (1)専門性の向上 (2)児童支援のノウハウの伝承できる中核職員の育成 (3)入所児童に対するカウンセリングの充実	○希望が丘学園での自立支援  ・職員の専門性の向上 ・個々の児童の状況に応じた自立支援	・ステージ別支援システムの導入(具体的項目のチェックシート、日々の達成度をポイントに置き換えて視察→発達障害児への効果 ・学級委員の選定改善 ・個別支援(内政・自衛)の充実統一 →支援の過不足の解消	<div style="text-align: center;"> </div>		◆安定した施設運営で子どもが安定した生活ができています。	◆個々の児童の状況に応じたきめ細かな支援が実施されている。																		

立ち直り対策

課題4 地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上にできなかった、できなかったのか)	これからの取組	H24					H25		H26		H27		H28～H33		目指すべき姿		
【新】民生委員・児童委員及び主任児童委員と保護者の関係づくりを通じた地域の見守り活動の支援 (児童家庭課)	小学校・保護者	◆県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員数 約2,400人	◆小学校と定期的な意見交換などの活動で連携(須崎市)	◆地域で子どもを見守り、育む仕組みづくりのコーディネート不足	◆相談したい保護者が民生委員・児童委員及び主任児童委員につながるような仕組みを県も支援し、小学校と連携して作り上げる。															◆民生委員・児童委員及び主任児童委員への相談事例実績があり、小学校との連携の仕組みができてくる。	◆民生委員・児童委員及び主任児童委員への相談によって問題が解決した事例が増加し、小学校との連携の仕組みができてくる。
PTA連合会等と連携した保護者への非行防止に向けた啓発 (PTA・教育行政研修会) (県、市町村)	保護者	◆「早ね早おき朝ごはん」運動や家庭での学習習慣 ①1日の家庭学習時間[30分未満] H24:小学生12.2% 中学生17.4% ②朝食の摂取[毎日食べる・どちらかといえば食べる] H24:小学生95.4% 中学生92.7% ◆携帯電話等の使用に係るトラブルの増加	◆学校・保護者・行政(県教育委員会や市町村教育委員会)が連携し、子どもたちをとりまく状況の課題解決に向けてPTAが組織的に対応するための体制をつくるとともに行動化を促進する。 ◆PTAとして研修に参加し研修や運営の方法を知るとともに、PTAとして何ができるのか考える。 ◆県内7地区で開催(安芸・香美・香南・高知市・香川・高岡・土長両国・幡多)	◆基本的な生活習慣や家庭学習の重要性・携帯電話等の使用に係る危険性に対する認識が十分でないことや、保護者の生活習慣が子どもに生活に影響している。 ◆PTA活動に参加する保護者が固定化されるなど活動が低迷している。	◆本年度は、子どもの意欲や規範意識のベースとなる「肯定感」を育むことをテーマに協議を行う。 研修会後のアンケート調査により、成果と課題をふまえ、よりよい研修会の運営方法と協議結果の単位PTAでの生かし方を検討する。 【テーマ】 心身ともに健やかに自ら学ぶ意欲のある子どもを育もう 【分科会テーマ】 A「学力向上のためにできること」 B「自分も人も大切にできる心豊かな子どもを育てるには」 C「PTA活動を活性化するには」															◆児童生徒の問題行動生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況を全国平均にまで改善する。 ◆PTAと行政が共通の課題認識をもって取り組む体制を構築する。	◆児童生徒の問題行動生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況を全国平均にまで下回る。 ◆PTAと行政が共通の課題認識をもって取り組む。
地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進 [学校支援地域本部事業] (市町村)	学校	◆学校は学力・体力の低下、いじめ、不登校など様々な教育課題を抱える一方、家庭や地域の教育力の低下によりこれまで以上に多くの役割が求められている。 このような状況の中、学校だけが教育の役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域の連携協力のもとに、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めていくことが不可欠となっている。	◆学校や地域の状況に応じた学校支援地域本部実施への支援 H24:16市町村 22本部(64校) ◆地域コーディネーターや教育活動推進員等の活動の資質向上(研修会等の実施)	◆学校支援活動の核となるコーディネーターの確保及び人材育成が重要である。 ◆より多くの地域住民に関わってもらうためのしつけや、学校支援活動を地域づくりに結びつける視点が必要である。	◆学校支援地域本部実施への支援 H25:17市町村 32支援本部 ◆事業内容の充実 ◆運営委員会への支援 ◆事業効果、課題の検証 ◆リーフレットの更新及び市町村訪問による啓発・支援 ◆活動内容の充実と人材育成 ◆推進委員会 2回 ◆コーディネーター等研修 2回 ◆成果発表会 1回															◆すべての市町村において、学校や地域の実情に応じて、地域社会全体で学校教育を支援する仕組みが構築されている。 ◆各学校支援地域本部における活動が充実されている。	◆学校を核とした地域コミュニティの形成 ◆地域の教育力の向上
放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実 [放課後子どもプラン推進事業] (市町村)	小中学生	◆保護者が安心して働きながら子育てができ、子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所が全小学校区の約9割に設置された。	◆放課後子ども教室や児童クラブの設置・充実への支援 H24:小学校 166カ所(実施校率88%) 中学校 42カ所(実施校率46%) ◆学習活動への支援 ◆人材バンクの設置 ◆指導員等の活動の資質向上(研修会等の実施)	◆子ども教室や児童クラブ等と、学校・地域・家庭の連携が弱いところがある。 ◆地域別の課題やニーズに対応し、市町村等が主体的に取り組むよう支援を行う必要がある。 ◆参加している発達障害児等への支援がより必要な状況となっている。	◆放課後子どもプラン実施への支援 H25:小学校 169カ所 中学校 38カ所 ◆放課後学びの場充実事業 ◆学習支援者の謝金 ◆教材等の購入 ◆発達障害児等の支援者の謝金 ◆人材バンクの設置・運営 ◆活動内容の充実と指導員等の人材育成 ◆推進委員会 2回 ◆指導員等研修 17回															◆学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができている。 ◆「放課後学びの場」において、より学校との連携が進み、子どもたちが学ぶ力を身に付けることができるようになっている。	◆学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。 ◆地域の教育力の向上
高校生の健全育成に向けた高P運営体制の活性化 (高校生育成員・教育行政研修会) (生涯学習課)	保護者	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2)	◆研修会の開催 中央研修(全県一斉)年2回 地区別研修(県内6地区)年2回 ◆高知市内での合同街頭指導への参加 ◆各校区・地区での夜間補導・交通安全指導など	◆学校単位での活動にとどまってる。 ◆恒例の活動は一定行っているが、広がりがなく、形骸化している。	◆生徒指導の一翼を担う高校生育成員(保護者)の活動のさらなる活性化とともに、育成員・教員・行政・各関係機関が一体となって取り組める体制を構築し、現状の改善を図る。 ◆関係機関からの情報提供により、高知県の生徒の現状と取組の必要性についての理解を深める。 ◆課題解決に向けた今後の取組と連携の在り方についてグループ協議を行う。															◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況を全国平均にまで改善されている。 ◆育成員(保護者)、教員、行政、各関係機関が共通の課題認識をもち、連携して取り組める体制が構築されている。	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為の状況を全国平均を下回る。 ◆育成員(保護者)、教員、行政、各関係機関が共通の課題認識をもち、連携して取り組む。

課題5 養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったか、できなかったか)	これからの対策	H24					H25		H26		H27		H28～H33	
						地域母子保健体制の基盤強化		母子保健行政ワーキング		母子保健行政ワーキングメンバー等による検討		母子保健行政ワーキング		母子保健行政ワーキング		地域母子保健体制の基盤強化		短期的な視点(平成27年度末)
妊娠期からの支援が必要な家庭の把握と県の支援(市町村)	乳幼児・保護者	(市町村母子保健サービスの現状) ◆乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある	◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度) ◆成果物 ・市町村母子保健体系表 ・市町村母子保健事業マトリックスシート ・母子保健データ表 ・母子保健事業点検シート ◆母子保健行政ワーキング会議(H24年度～) ◆母子保健指導者研修会 ◆未熟児防止対策事業 ◆乳幼児フォローアップ事業	○母子保健サービスの市町村格差	◆乳幼児健診の標準化・見直し ・乳幼児健診受診状況実態調査 ・カルテ様式、健診実施方法の見直し ・乳幼児健診実施の手引き等の作成 ・受診率向上につながる魅力のある健診の検討 ◆乳幼児養育フォローアップ事業 ・乳幼児健診の要観察児をフォローアップ ・低出生体重児・養育医療の対象児等のフォローアップ ◆母子保健指導者を対象とした体系的な研修の実施 ・母子保健指導者基本研修 ・母子保健指導者フォローアップ研修 ・母子保健行政ワーキング	地域母子保健体制の基盤強化		母子保健行政ワーキング		母子保健行政ワーキングメンバー等による検討		母子保健行政ワーキング		地域母子保健体制の基盤強化		◆全市町村で新生児期の訪問指導体制が構築できている。 ◆低出生体重児(2500g未満の児)については、全例に専門職による新生児期の訪問が実施できている。 ◆未熟児(未熟児養育医療の対象児)に対しては、全例に退院後1か月以内の訪問ができています。 ◆未熟児に対する継続的なフォローアップができています。	◆全体的なスクリーニング機能の強化と健やかな子どもの成長、発達を目的とした総合的な母子保健サービスが展開できる。(地域母子保健体制の基盤強化)	
乳幼児期の支援が必要な家庭の把握(市町村)と県の支援(健康対策課)	乳幼児・保護者	◆乳幼児健診受診率 ・1歳6か月児 H22年度 本県83.6% 47位(全国94.0%) H23年度 本県85.0% 47位(全国94.4%) ・3歳児 H22年度 本県79.5% 47位(全国91.3%) H23年度 本県80.1% 47位(全国91.9%)	◆乳幼児健診受診率の低減 ・保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開 ◆乳幼児健診未受診対策 ・乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診対象の広域健診の実施	◆乳幼児健診受診率の低減	◆幼児健診受診率向上のための啓発活動 ・保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開 ◆乳幼児健診未受診対策 ・乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診対象の広域健診の実施	受診率算定基準の標準化		乳幼児健診受診率向上のための啓発活動		保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開		乳幼児健診未受診対策		乳幼児健診未受診対策 ・乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診対象の広域健診の実施		◆1歳6か月児及び3歳児健診の受診率が全国水準に達している。	◆全体的なスクリーニング機能の強化と健やかな子どもの成長、発達を目的とした総合的な母子保健サービスが展開できる(地域母子保健体制の基盤強化)	
乳幼児期の支援が必要な家庭の把握(市町村)と県の支援(児童家庭課)	児童	◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。	◆児童家庭相談担当部署の研修に市町村関係担当部署の参加を要請	◆保護部署との連携など児童虐待防止への取組が十分できていない	◆市町村関係担当部署への研修参加要請 ◆要支援児童や特定妊婦への必要な支援が行える仕組みづくり	保護担当部署への研修の実施 H24:29人参加		市町村の要支援児童や特定妊婦の保健と福祉の情報共有の仕組みのチェック		継続		継続		◆妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がれ、適切な支援と虐待予防につながる。	◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。	◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機的連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠期からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。 ◆県民の虐待予防に対する意識の高まりと、地域住民の連携や支え合いの意識が醸成され、地域活動を通じて虐待の予防につながっている。		
【新】小学校低学年の生活リズムの向上を支援(早ね早おき朝ごはん県民運動の推進)(生涯学習課)	幼児・小中学生・保護者	◆「早ね早おき朝ごはん」運動や家庭での学習習慣の定着には進捗がみられるものの、十分な水準には達しておらず、生活リズムの向上や家庭学習習慣の定着・家庭のルールづくりに向け、さらなる学校と家庭の連携、PTA活動の活性化が必要である。	◆各市町村教育委員会・保育所等連携、小中学校へHPデータを活用した取組を依頼 ◆幼稚園・保育所の保護者へ啓発リーフレットと生活リズムチェックカードを配布し、取組を依頼 ◆県内6地区でPTA教育行政研修会を実施(安芸・香美香南・高知市・吾川・高岡・土長南国・幡多)	◆市町村・学校・園との取組状況の把握が必要である。 ◆PTA教育行政研修会以後の取組状況の把握が必要である。	◆「よさこい健康プラン21」で目指す「子どもの頃から健康的な生活習慣の定着」と連携した取組の推進 ◆研修会等における啓発・広報の継続	実態の検証		PTAと行政との協働による家庭学習や読書時間の確保、家庭内でのルールづくり		継続		継続		◆朝食を必ず食べる児童生徒の割合 小学生 95%以上 中学生 90%以上 ◆就寝11時以降の児童の割合 小学生 10%以下 中学生 50%以下 ◆睡眠時間6時間以下の児童の割合 小学生 0% 中学生 0%	◆学力・体力の基盤となる子どもの基本的な生活習慣の定着と生活リズムの向上(早ね早おき朝ごはん運動の推進)			
【新】小学校高学年、中高生生活習慣の見直しとよりよい生活習慣の実践に向けた支援(スポーツ健康教育課)	小中高生・保護者等	◆学年が高くなるほど、就寝・起床時間が遅い、朝食の欠食率の割合が高くなる傾向がある ◆H23年現状値 ・朝食を必ず食べる児童の割合 小学生 92% (児童生徒の生活スタイルに関する調査)	◆学校・家庭・地域が連携した健康教育の推進 ・児童生徒の生活スタイル調査を実施し現状把握 (小学5年生1,084名、中学2年生1,113名、高校2年生1,050名 計約3,247名) ・「生活ふりかえり票」「ポスター」等教材を送付し各児童の生活習慣改善指導に活用 ◆学校教育活動全体で健康教育を推進(各教科、学校活動等で計画的に指導を継続して実施)	◆子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につけることが必要 ◆各学校の自主的な取組が必要 ◆地域保健と連携した健康教育の推進の必要性について、関係者の意識を高め、地域全体での健康教育の推進に繋げる必要がある。	◆「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・小中高生を対象とした副読本等の教材を活用した健康教育の実施 ・学校関係者(PTAも含む)向け研修会、講演会の実施 (県内の保護者世代の健康課題も併せて、子どもの健康的な生活習慣定着の重要性について)	○県教育委員会、市町村教育委員会、学校長等取組についての合意形成		○健康政策部と教育委員会とのワーキング(情報の共有、連携した取組の推進)		○教材作成		○小学低学年、高校生対象に教材等を活用した健康教育の実施		よさこい健康プラン21改訂		◆児童生徒の生活スタイルに関する調査等の結果が良くなる	◆朝食を必ず食べる児童の割合【目標値案】 小学5年95%以上 ◆自分の生活や健康について関心を持つ児童生徒が増える ◆子どもの健康的な生活習慣の大切さが県民の意識に定着する	
【新】学校関係者を対象にした研修会の実施(健康長寿政策課)	学校					○学校関係者への研修実施(よさこい健康プラン21を活用した講座等)												

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に手こずらなかった、できなかったのか)	これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
市町村家庭相談担当部署と児童相談所の連携した相談援助の実施 (市町村、児童相談所)	児童・市町村	<b>■市町村の児童家庭相談体制の強化支援</b>										
		◆保健と福祉の連携が不十分	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)	◆市町村職員等の主体性と専門性の向上	◆相談体制の整備への支援 ・安心こども基金の活用 ◆人員・組織の充実及び計画的な人事異動についての要請	◆市町村の児童家庭相談体制の強化	◆市町村の児童家庭相談体制の強化					
入口及び立直り対策	児童・市町村	<b>■要保護児童対策地域協議会の活動強化支援</b>										
		◆要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整理などは一定できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・コーディネーターの育成 ・「実務者会議」の機能強化 ・虐待ケース以外の進行管理(非行など)の実施	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援(児童相談所の参画) ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 管南市 6/7・10/10実施 ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 連絡会 6/18実施 研修会 11/27実施 研修会 1/18実施 情報交換会 3/4実施	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 研修会 3回実施予定					

課題6 発達の子になる子どもや保護者への支援の充実

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																																					
						短期的な視点(平成27年度末)					中長期的な視点(平成33年度末)																																					
発達の子になる子どもへの支援 (障害保健福祉課)	発達障害児・保護者	<p>●発達障害者支援センターの実績(H24)</p> <p>【診断名別の対象者(実人数)】</p> <table border="1"> <tr> <th>診断名</th> <th>22</th> <th>60</th> <th>26</th> <th>20</th> <th>184</th> </tr> <tr> <td>AD/HD</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>LD</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>75</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156</td> <td>109</td> <td>43</td> <td>112</td> <td>320</td> </tr> </table> <p>●発達障害者支援センターの外注件数(H24)</p> <p>●発達障害者支援センターの発達障害の受診者数が、12年間で約3.8倍に増加</p> <p>●小中学校児童・生徒の約6.5%に何らかの発達障害がある可能性(H23年県教育委員会調査)</p>	診断名	22	60	26	20	184	AD/HD	3	25	0	0	41	LD	0	18	12	2	40	その他	0	0	2	0	2	不明	0	4	2	7	13	不明	0	0	2	75	147	合計	156	109	43	112	320	<p>●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12)</p> <p>●発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築</p> <p>●成長の過程に応じた「個別支援計画」の作成</p> <p>●就労・生活面における支援方法の確立等</p> <p>●早期発見・早期療育の体制づくり</p> <p>内容 ①乳幼児健診による早期発見 ⇒二次問診票を使用したスクリーニング ②早期発見後の ⇒保護者からの相談 ⇒早期療育親子教室 ⇒受診までの療育の場 実施主体 ①H19～:養老市 H22～:高知市、土佐市、いの町 ②中央東・中央西福祉保健所</p> <p>●個別支援計画の普及</p> <p>内容 ①「個別支援計画」のフォーマットを作成 ②モデル地域内の支援会議における検証 ③「個別支援手帳(仮称)」による個別支援計画の普及と支援内容を引継ぐ仕組みづくり</p>	<p>成長の過程に応じたきめ細かな支援体制の構築</p> <p>(ア)発達障害が疑われる乳幼児に対する発達支援の場の確保が必要。</p> <p>(イ)早期療育の内容を保護者から、小中学校・高等学校へ適切につなぐシステムが必要。</p> <p>(ウ)早期発見・早期療育の支援体制づくりについて効果を検証を図る。</p> <p>(エ)「個別支援手帳(仮称)」を作成し、保護者へ配布、保護者から関係機関へ提示していただくことで、関係機関における情報の共有、課題に対する共通認識を持つとともに、連携・進学の節目での確実な引継ぎをはかる。</p>	<p>早期発見・早期療育の支援体制づくり</p> <p>早期発見・早期療育事業(4市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診におけるスクリーニング</li> <li>・職カウニング事業</li> <li>・早期療育親子教室</li> </ul> <p>早期療育に係る検証</p> <p>DVD教材を用いた乳幼児健診従事者向けの研修</p> <p>「個別支援手帳(仮称)」により支援内容を引き継ぐ仕組みづくり</p> <p>WGによる検討、制度の周知</p> <p>一部先行配布(スキームの検証)</p> <p>発達障害児を対象として個別支援手帳(仮称)を配布</p> <p>全市町村で取り組みを実施</p> <p>対象者を発達障害児以外へ拡大</p>	<p>短期的な視点(平成27年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個別支援手帳を使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、成長の過程に応じた支援が行われている。</li> </ul> <p>中長期的な視点(平成33年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個別支援手帳の利用が他の障害のある子どもにも拡大している。</li> </ul>
		診断名	22	60	26	20	184																																									
		AD/HD	3	25	0	0	41																																									
		LD	0	18	12	2	40																																									
その他	0	0	2	0	2																																											
不明	0	4	2	7	13																																											
不明	0	0	2	75	147																																											
合計	156	109	43	112	320																																											
乳幼児期の支援が必要な家庭の把握(市町村)と 県との支援 (健康対策課) (再掲)	乳幼児・保護者	<p>●乳幼児健診受診率 1歳6か月児 H22年度 本県83.6% 47位 (全国94.0%) H23年度 本県85.0% 47位 (全国94.4%)</p> <p>●3歳児 H22年度 本県79.5% 47位 (全国91.3%) H23年度 本県80.1% 47位 (全国91.9%)</p>	<p>●乳幼児健診受診率の低迷</p>	<p>●乳幼児健診受診率向上のための啓発活動 ・保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開</p> <p>●乳幼児健診未受診児対策 ・乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診児対象の広域健診の実施</p>	<p>受診率算定基準の標準化</p> <p>乳幼児健診受診率向上のための啓発活動</p> <p>保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開</p> <p>乳幼児健診未受診児対策</p> <p>乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診児対象の広域健診の実施</p>	<p>●1歳6か月児及び3歳児健診の受診率が全国水準に達している。</p> <p>●全県的なスクリーニング機能の強化と健やかな子どもの成長、発達を目的とした総合的な母子保健サービスが展開できる(地域母子保健体制の基盤強化)</p>																																										
引継ぎシートを用いた支援会の実施及び一貫した支援体制の確立 (特別支援教育課)	特別な支援を要する小中学生	<p>●幼稚園、保育所、小学校、中学校等、学校間での配慮を要する幼児児童生徒の引き継ぎが十分でない。</p>	<p>●「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」に基づく引継ぎシートの作成及び活用の方針の検討。</p>	<p>●特別な支援を必要とする子どもの支援を学校間で引き継ぐシステムが十分構築されていない。</p> <p>●引継ぎ会をスムーズに行うための引継ぎシート等のツールが十分提供できていない。</p> <p>●毎年特別支援教育学校コーディネーターは、毎年30%が新任であり、校内委員会の運営の仕方等に対する支援が求められている。</p>	<p>●モデル地区において各校種間での引継ぎシート(個別教育支援計画)を用いた支援会の実施及びモデル地区の拡充による一貫した支援体制の確立</p> <p>●校内支援体制づくりの基礎を担い、支援の必要な子どもの指導及び支援の充実を図るため、新任の特別支援教育学校コーディネーターが指名された全ての小中学校に対し、特別支援地域コーディネーターを派遣し、効果的な支援体制の在り方を指導助言する。</p>	<p>○特別支援教育を柱に据えた学校作り事業についての検討</p> <p>○校内支援体制の充実に向けての新規事業の検討を行う。</p> <p>特別支援教育を柱に据えた学校作り事業の実施</p> <p>&lt;新規&gt;校内委員会への特別支援教育地域コーディネーター派遣事業</p>	<p>●特別支援教育を柱に据えた学校作り推進地域を県内で10市町村にし、近隣市町村の取組拡大を図る。</p> <p>●引継ぎシートを用いた支援会を全市町村で実施する。</p>																																									
発達障害等のある児童生徒のアセスメントを生かした授業改善、学級経営の工夫を通じた学校生活の充実 (特別支援教育課)	小中学生	<p>●特別な支援を必要とする子どもたちの特性についての理解は進んできたが、特性に応じた授業改善が十分でない。</p>	<p>●発達障害等の特性の理解や指導の在り方等の研修を実施してきた。</p> <p>●特別支援教育に関する教員研修の受講率90.8%(H24年度調査)</p>	<p>●子どもの特性及びユニバーサルデザインに基づいた授業作りという視点が弱かった。</p>	<p>●すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブックを活用してのユニバーサルデザインに基づく授業改善。</p>	<p>○すべての子どもが「分かる」「できる」授業作りガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにとっても有効な支援～の作成</p> <p>特別支援教育を柱に据えた学校作り事業の実施</p> <p>○モデルとなる中学校区を指定し、実践研究の推進</p> <p>○モデルとなる中学校区の拡充</p>	<p>●特別支援教育を柱に据えた学校作り推進地域を県内で10市町村にし、近隣市町村の取組拡大を図る。</p> <p>●ユニバーサルデザインに基づく授業改善の取組を全市町村で実施する。</p>																																									

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	H24					目指すべき姿		
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)	
入口及び直り対策	発達障害児や家庭への専門的な相談援助(児童相談所・発達障害者支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央児相・療育児童相談件数(24年度・速報値)               <ul style="list-style-type: none"> <li>養護 505件</li> <li>非行 186件</li> <li>育成 230件</li> <li>障害 1,179件</li> <li>保護その他 5件</li> </ul> </li> <li>一時保護(24年度・速報値) 延2,399日(延106回)</li> <li>一時保護委託(24年度・速報値) 延2,007日(延87回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の種別を問わず総合的に相談に応じ、早期療育の支援を行うことなどを目的に、障害のある子どもの相談・医療・施設等の機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置(平成17年)以後、障害相談は療育福祉センターで、養護、児童虐待、非行相談などは中央児童相談所対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待や非行などの問題に発達障害などが複雑に関与するなど、子どもや家庭をめぐっては、より複雑多様化</li> <li>関係機関が密接に連携し、それぞれの専門性をさらに発揮できるような体制とする必要</li> <li>一時保護所では、非行児童と被虐待児童を同じスペースで生活させざるを得ない混合処遇の問題</li> <li>夜間緊急保護スペースが確保できない問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想に基づいた取組・施設整備</li> <li>関係機関の連携強化の具体的な取組の検討</li> </ul>	あり方の検討・基本構想の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計</li> <li>測量</li> <li>地質調査</li> </ul>	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計</li> <li>建築工事(～28年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>合築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の連携強化の具体的な取組の検討が出来ている。</li> <li>合築による相乗効果が出ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携して子どものあらゆる相談に対応できている。</li> <li>関係機関が連携して保護者への支援ができ、保護者同士の交流もできている。</li> <li>県全体で発達障害の診療体制が整っている。</li> </ul>	
	巡回相談員派遣事業実施における専門家チーム・学校支援チームなどによる学校等への派遣(特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すと児童生徒の割合 6.5%(H24文部科学省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H15年度より、高知県内で巡回相談員派遣事業を実施。</li> <li>平成24年度実施校 85校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内委員会の効果的な運営についての指導助言が不十分であり、学校が独自に解決する力が十分ついていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談では、学校の支援体制を十分に把握したうえで、効果的な指導助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の巡回相談の在り方について検討を行う。</li> </ul>		巡回相談員派遣事業の実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校に指名されている特別支援教育学校コーディネーターが中心となり、学校の課題を分析し、改善できる力をつける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校が主体的に支援策を検討し、指導の改善を図ることができ、学校支援体制の確立。</li> </ul>
	医療・福祉・労働分野等と連携した専門家チーム・学校支援チームを学校等へ派遣することにより、個別の教育支援計画の作成への助言(特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すと児童生徒の割合 6.5%(H24文部科学省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校のニーズに基づいて、巡回相談員派遣事業等で、各学校単位での支援を行ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導計画等の内容や個別の教育支援計画の作成が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談では、個別の教育支援計画の作成等への指導助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の巡回相談の在り方について検討を行う。</li> </ul>		巡回相談員派遣事業の実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関との連携を図り、ケース会議等がスムーズに行われる、校内支援体制の構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が充実し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画をもとにした支援・指導が十分に行われている。</li> </ul>
	発達障害等のある児童生徒のアセスメントを生かした授業改善、学級経営の工夫を通じた学校生活の充実(特別支援教育課)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする子どもたちの特性についての理解は進んできたが、特性に応じた授業改善が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害等の特性の理解や指導の在り方等の研修を実施してきた。</li> <li>特別支援教育に関する教員研修の受講率90.8%(H24年度調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの特性及びユニバーサルデザインに基づいた授業作りという観点で弱かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブックを活用してのユニバーサルデザインに基づく授業改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子どもが「分かる」「できる」授業作りガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにあると有効な支援～の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育を柱に据えた学校作り事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデルとなる中学校区を指定し、実践研究の推進</li> <li>モデルとなる中学校区の拡充</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育を柱に据えた学校作り推進地域を県内で10市町村にし、近隣市町村の取組拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに基づく授業改善の取組を全市町村で実施する。</li> </ul>

**課題7 子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり**

具体的な取組	対象者	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	年度					目指すべき姿		
						H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)	
【新】更生保護サポートセンターとの連携による自立支援 (児童家庭課)	青少年	◆高校中途者 H23:450人 中途率:2.1%(全国:1.6%) ◆全国ワースト3位 ◆若年無業者数 H19:5,330人 15~34歳人口に占める割合:3.3%(全国:2.1%)	◆それぞれの機関の対応による自立支援	◆連携するケースが少なく、進んでいない。	◆関係機関で協同し、連携の実践による、ノウハウの蓄積と仕組みづくりを進める。							◆更生保護サポートセンターとの連携による就職の仕組みが出来上がっている。	◆更生保護サポートセンターとの連携による就職実績が増加している。
立直り対策 若者サポートステーションとの連携による就学・就労支援 (若者の学びなおしと自立支援事業) (生涯学習課)	青少年	◆児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 ①1000人当たりの不登校児童生徒数(小中学校) H23:13.7人(全国W3) ②暴力行為(小中高等学校) 1000人当たりの発生件数 H23:8.6件(全国W2) ③中途退学率(高等学校) H23:2.2%(全国W2) ◆若年無業者数(15歳~39歳) H22:2,706人(1.41%)[全国W8]	◆若者サポートステーション設置 うち若者サポートステーション開設(H19.7) 高知黒潮若者サポートステーション開設(H20.7) 県内4か所にサテライトを設置 ◆中学卒業時及び高校中途時の進路未定者の若者サポートステーションへの誘導	◆中学卒業時の進路未定者の若者サポートステーションへの誘導について、市町村教育委員会との連携が必要である。 ◆若者の身近な場所で支援を行うことが必要である。	◆市町村教育委員会との連携の促進 ◆教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携の強化 ◆市町村レベルで実施する若者支援の促進							◆中学校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者に対し、学校教育から継続した支援を行い、利用者の就学・就労に向けた意欲と能力を高めることにより、社会的自立を促す。 ◆ニートや引きこもり傾向にある若者の社会的自立を促す。	◆中学校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者に対し、学校教育から継続した支援を行い、利用者の就学・就労に向けた意欲と能力を高めることにより、社会的自立を促す。 ◆ニートや引きこもり傾向にある若者の社会的自立を促す。